

令和6年3月27日（案）

令和6年5月9日更新

介護分野における特定技能協議会入会規程（特定技能所属機関） 新旧対照表

旧	新
<p>（入会基準）</p> <p>第1条 介護分野における特定技能協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、設置要綱を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。</p>	<p>（入会基準）</p> <p>第1条 介護分野における特定技能協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、設置要綱を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。</p>
<p>（加入手続）</p> <p>第2条 介護分野における特定技能所属機関になった者は、入会申込書及び入会申込みに伴う添付書類を事務局へ送付し、厚生労働省社会・援護局長の承諾を得て、協議会の構成員にならなければならない。</p>	<p>（加入手続）</p> <p>第2条 介護分野における特定技能所属機関になろうとする者は、入会申込みに必要な情報及び書類を事務局へ提出し、厚生労働省社会・援護局長の承諾を得て、協議会の構成員にならなければならない。</p> <p>2 事務局は、前項で提出された情報をもとに、協議会の構成員であることの要件を満たすことを確認する。</p>
<p>（資格確認）</p> <p>第3条 協議会への入会を決定した場合、事務局は、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの証明書を発行する。</p> <p>2 厚生労働省は公表の同意を得た構成員の名簿をホームページにおいて公表するものとする。</p>	<p>（資格確認）</p> <p>第3条 協議会への入会を決定した場合、事務局は、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの証明書を発行する。</p> <p>2 厚生労働省は公表の同意を得た構成員の名簿をホームページにおいて公表するものとする。</p> <p>3 構成員は、介護分野における特定技能協議会入会証明書に記載されている構成員遵守事項を守らなければならない。</p> <p>4 証明書には有効期間を設け、有効期間を過ぎた証明書は無効とする。</p> <p>5 第4項の有効期間は、初回発行の場合は1年間、2回目以降の更新の場合は4年間とする。</p> <p>6 事務局の確認が完了した事業所の情報は、証明書に記載される。構成員は、証明書に登録されていない事業所において特定技能外国人を受け入れることはできない。</p>

(証明書の再交付) 第4条 構成員は、証明書を失ったときは、証明書再交付申請書及び再交付申請に係る添付書類を事務局へ送付する。	条文を削除
条文なし	(特定技能外国人登録手続) 第4条 構成員は、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に必要な情報及び書類を協議会事務局へ提出し、当該外国人の情報の登録を行わなければならない。
(変更手続) 第5条 第2条の入会申込書に係る内容に変更が生じた場合には、構成員は、変更届出書及び変更届出に係る添付書類を事務局へ送付する。	(変更手続) 第5条 第2条及び第4条において提出した内容に変更が生じた場合、構成員は速やかに変更が生じた情報及び書類を事務局へ提出しなくてはならない。
条文なし	(更新手続) 第6条 構成員は、第3条第5項に定める証明書の有効期間更新のための手続きを、有効期限前4か月より行うことができる。
(脱退手続) 第6条 構成員は、介護分野における特定技能所属機関でなくなった場合は、脱会届出書を事務局へ送付するとともに、証明書を返却する。 2 構成員が前条の変更届出を行わず、又は当該構成員と連絡がとれない場合には、当該構成員は協議会を脱退したものとみなすことができる。 3 第1項の規定は、特定技能所属機関において特定技能外国人が不在となっても、一定期間内に再び特定技能外国人を受け入れることが予定されている場合等については、この限りではない。	(脱退手続) 第7条 構成員は、介護分野における特定技能所属機関でなくなった場合は、脱会に関する届出を事務局へ提出しなくてはならない。 2 構成員が第5条の変更手続を行わず、又は当該構成員と連絡がとれない場合及び、関係法令・関係規程・遵守事項等に定められた内容が遵守されていない等、介護分野への特定技能外国人の受け入れに関して、適正な受け入れがなされていないことが認められる場合、協議会は当該構成員の脱退手続きを行うことができる。 3 第1項の規定は、特定技能所属機関において特定技能外国人が不在となっても、一定期間内に再び特定技能外国人を受け入れることが予定されている場合等については、この限りではない。

附則

本規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

本改正は、令和4年7月1日から施行する。

附則

本改正は、令和6年5月27日から施行する。